

○施設紹介

青森産業会館は、産業・製品の催事活動等を積極的に展開する事によって、常に新しい産業情報の交流促進を図る、本市産業基盤の強化のための拠点であるとともに、市民の皆様の交流の場として設置された施設です。

<開館時間>

- ・午前 9 時 0 0 分～午後 9 時 0 0 分まで

<休館日>

- ・年末年始（12月29日～翌年1月3日）
- ※ただし、保守点検等により休館する場合もございます。

◆主な施設

- ・展示場 / 全面利用 / 2,596.0 m²
- ・展示場 / 3 分の 2 利用 / 1,527.9 m²
- ・展示場 / 2 分の 1 利用 / 1,298.0 m²
- ・展示場 / 3 分の 1 利用 / 1,068.1 m²
- ・会議室（1） / 20.0 m² / 収容人員 8 名
- ・会議室（2） / 20.0 m² / 収容人員 8 名
- ・会議室（3） / 20.0 m² / 収容人員 8 名
- ・会議室（4） / 20.0 m² / 収容人員 8 名
- ・控 室（1） / 31.5 m²
- ・控 室（2） / 19.0 m²
- ・控 室（3） / 11.0 m²
- ・駐車場 / 250 台収容（無料）

○施設利用に当たっての留意事項

◆利用日当日について

- ・利用日当日は施設職員へ許可書を提示ください。
- ・利用時間には会場の準備から後始末や清掃などに要する時間を含んでいます。
当施設の利用許可を受けた利用者は、許可を受けた目的以外に利用することはできません。
- ・利用についての変更、取り消しなどの場合は、直ちに連絡して施設職員の指示に従ってください。

- ・利用に関する規定や職員の指示が守れないときは、利用をお断りし、また許可を取消すことがあります。

◆原状回復

- ・利用終了後、あるいは利用停止、利用取り消しを受けたときは、すみやかに施設を原状に復し、搬入したものは撤去してください。

◆権利譲渡の禁止

- ・利用者はその権利を譲渡したり、転貸したりすることは禁じられております。

○申込み・手続きについて

◆受付時間

- ・午前9時00分～午後17時00分まで

◆仮予約の受付場所・方法

- ・当施設内の窓口へ電話かFAXにてお申込みください（直接窓口へおいでいただいても結構です）。

◆施設利用申込み申請期間

利用日の12ヶ月前から受付しております。

◆利用者の決定方法

利用申込みが競合（重複）した場合はおおむね次に掲げる順位により、調整のうえ決定します。

- （1）国際的な催事
- （2）全国規模の催事
- （3）東北ブロック規模の催事
- （4）全県及び全市的な催事
- （5）毎年定期的に利用される催事
- （6）全面利用の催事
- （7）市内の団体に利用される催事

上記順位によっても調整がつかない場合は、協議または抽選により決定させていただきます。

◆利用申し込みが競合しない場合

利用申込み日の6か月前の時点において競合（重複）がない場合や施設に空きがある場合は、原則として先着順により利用者を決定します。

◆利用許可書の発行（本予約）

利用開始日の6か月前までに青森産業展示館利用許可申請書を提出してください。利用許可申

請書は「sangyokaikan.com」内リンクよりダウンロードできます。利用許可書は利用許可申請書の受付後、2週間以内に発行します。利用料の減免対象となる場合は、併せて減免申請手続きを行ってください。なお、期日から2週間以内に利用許可申請書を提出いただけない場合には、仮予約を取り消す場合がありますので、ご注意ください。

◆利用料の納付

《予約金の納付》

利用料は前納となっております。利用許可書の発行を受けた日から、15日以内に予約金（利用期間の1日分の利用料金の3割に相当する額）をお支払いください。

《利用料金の残額の納付》

利用料金の残金請求書を利用開始日の1か月前に発行しますので、15日以内に利用料金の残額をお支払いください。（利用開始日の14日前に許可書の発行を受けた場合は、施設を利用する前までにお支払いください。）なお、期日までに利用料をお支払いいただけない場合には、利用許可を取消す場合がございますので、ご注意ください。

◆利用料の還付

お支払いいただいた利用料は、利用者の都合により取り止めされた場合、お返しできませんのでご注意ください。ただし、天災等、市長が特別の理由があると認めるときは、お支払いいただいた利用料の全部又は一定額をお返ししますので、「利用料金還付申請書」を提出してください。青森産業展示館利用料金還付申請書は「sangyokaikan.com」内リンクよりダウンロードできます。

◆利用計画打合せ

利用開始日の1か月前までに利用計画書を提出していただき、当館と協議してください。

◆関係機関への届出

消防署や保健所等関係機関への届出は、利用開始日の14日前までにお済ませください。

○申込み・お問合せ

青森産業展示館（指定管理者 一般財団法人 青森市産業振興財団）

〒030-0113 青森市第二問屋4丁目4番1号

TEL: 017-739-1811

FAX: 017-739-1800